

公益財団法人東京しごと財団 理事長 殿

所 在 地

法 人 名 称

代表者役職・氏名

印

職場内障害者サポーター設置奨励金の支給申請に関する誓約書

職場内障害者サポーター設置奨励金（以下「奨励金」という。）の支給申請にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 職場内障害者サポーター設置奨励金支給申請書兼請求書（第1号様式）の内容に虚偽又は事実との相違がないこと。
- 2 支給申請日において、次の各号に掲げる事項の一に該当しないこと（ただし、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っており、事業活動を継続する見込みがある場合は除く）。
 - (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした企業等又は更生手続きの開始決定を受けた企業等
 - (2) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした企業等又は再生手続きの開始決定を受けた企業等
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをした企業等又は同破産宣告手続きの開始決定を受けた企業等
 - (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった企業等
- 3 支給決定日以前において上記2に該当したときは、その旨をすみやかに申し出ること。また、この事由によって奨励金の不支給決定、又は支給決定の取消しを受け、かつ奨励金の返還等を求められたときは、これに異議なく応じること。
- 4 奨励金の支給決定の取消しを受けたときは、これに異議なく応じること。
- 5 奨励金の支給が決定した後、この誓約に虚偽又は事実との相違等があり、奨励金の支給決定の取消しを受け、かつ奨励金の返還等を求められたときは、これに異議なく応じること。